内閣衆質二○四第一三六号

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員今井雅人君提出まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請するこ

とに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員今井雅人君提出まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請す

ることに関する質問に対する答弁書

一について

措置法施行令 響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置 同 十一条の六第一項において、 ス感染症 して政令で定める措置を講ずるよう要請することができる」こととされ、 項の て厚生労働大臣が定めて公示するもの」 新型インフルエンザ等対策特別措置法 「政令で定める措置」 のまん延 (平成二十五年政令第百二十二号。 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 防 止 のために必要な措置及び同感染症 の一つとして「新型インフルエンザ等のまん延の防止 都道府県知事は、 (平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。) 第三 が規定されている。 以 下 「営業時間 「施行令」という。) の感染の防 1の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影 これらの規定に基づき、 止 のために必要な措置 新型インフルエ 第五条の五第八号にお のために必要な措置と 新型 ンザ等対策特別 コ (令和 口 ナ / ウイル 二年厚 1

ま

ん延の防止のために必要な措置の一つとして「入場をする者等に対する酒類の提供の停止」

生労働省告示第百七十六号)

第一条第四号において、

施行令第五条の

五第八号の新型インフル

工

ンザ

等の

を定めたも

のであり、 都道府県知事による酒類の提供の停止の要請 (以下「酒類提供停止要請」という。) は、いわ

ゆる休業要請には該当しないものと考えている。

二について

賃、 中 県知事が行った休業要請、 の規定による営業時間短縮 の六第一項の都道府県知事が定める区域又は特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域にお った場合についても協力金の支給対象となっている。 -小企業であり、 事 という。) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用した協力金(以下 ,業規模に応じて売上高 地代等のい の支給対象は、 わゆる固定費の割合が約三割となっていることを踏まえ、これをカバーできる水準として これらの要請に従う場合の協力金の金額については、 \mathcal{O} 0 営業時間短縮 要請及び酒類提供停止要請を受けた飲食業を営む事業者が自主的に休業を行 四割としているものであり、 特措法に関する事務を担当する国務大臣との協議を経て、 の要請等に応じた飲食業を営む事業者としている。 都道府県知事 全国 から特措法第三十一条の六第一項 [の飲食店の売上高に占める家 特措法第三十一条 当該事業者が 1 て都道府 「協力金